

災害時協力井戸 登録の募集について

近年、さまざまな大規模災害の発生が想定・懸念されるなか、過去の災害の教訓から、水道施設等の損傷により町内の広範囲で長期にわたって断水が発生する恐れも想定されます。

そのため、災害時における「地域の財産」のひとつとも考えられる井戸に着目し、地域の皆さまの災害時の生活に必要な水の確保の一助として、「周防大島町災害時協力井戸」の登録制度を創設し登録井戸の募集を行っています。

制度の概要

この制度は、町内に井戸を所有（管理）されている方の善意により、「災害時に井戸水を提供すること」についてご了解いただいた井戸を事前に申出・登録いただき、災害時にはその井戸から井戸水をご提供いただくものです。

井戸をお持ちの方におかれましては、ぜひとも当制度の趣旨にご賛同いただき、災害時協力井戸として登録いただきますようお願いいたします。

申出から公表までの流れ

(1) 申し出

所定の様式により、登録の申出をお願いします。（※登録申出書は役場総務課・各総合支所・各出張所に備え付けてあります）

＜主な登録要件＞

・井戸が町内にあり、災害による断水などの際に無償で井戸水を提供できること

・ポンプなど、汲み上げに必要な設備があり、安全に使用できること

・所在地等の必要事項を公表できること

(2) 現地調査

登録の申出があった井戸は、職員が現地調査に伺います。調査では、井戸の現況確認、汲み上げ方式等の調査を行います。

(3) 登録および標章交付

登録が決定した場合は、災害時協力井戸標章（シール）を発行しますので、井戸や道路から見える場所等に貼るようお願いいたします。

(4) 公表

登録後は、町ホームページ等で井戸の所在地や地図などを公表させていただきます。（所有者の氏名や電話番号等は公表いたしません）

■問い合わせ

総務課 消防防災班

☎ 0820 (74) 1000

児童手当・特例給付の制度が変わります（令和4年6月から）

① 児童手当の現況届の提出が、原則不要になります

毎年6月に提出している児童手当現況届の一律の届出義務が廃止されます。これまでは全受給者に提出をお願いしていましたが、令和4年6月分以降は受給者の状況が公簿等で確認できる場合は提出の必要はありません。（※公務員の方で所属庁から児童手当を受給している方は、勤務先へ確認してください）※ただし、次に該当する方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票と異なる市町村で児童手当を受給している方
- ・戸籍や住民票のない児童（無戸籍児童）を養育する方
- ・離婚協議中で配偶者と別居中の方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、町から提出の案内があった方



② 所得上限限度額以上の人は支給されなくなります

所得上限限度額が創設されたことにより、令和4年6月分（10月支給）から、主な生計維持者の所得額が所得上限限度額以上となる場合、児童手当・特例給付は支給されなくなります（資格消滅）。支給対象外となる方には、通知書を送付します。また、児童手当・特例給付が支給されなくなった次年度以降に所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書などの提出が必要となりますので、ご注意ください。

■ 受給資格

中学校修了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

■ 児童手当の額

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上～小学校修了前 月額1万円（第3子以降は1万5千円）
- ・中学生 月額1万円

■ 問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820 (77) 5505